

第4次霧島市子ども読書活動推進計画

「1日20分読書」

～未来をひらく 霧島の読書～

令和7年3月



霧島市教育委員会

目 次

はじめに	1
子ども読書活動推進の経緯	2
第1章 第3次計画期間における取組と課題	4
1 主な取組と成果	4
2 第3次計画期間における課題	6
第2章 基本的方針	8
I 市教育振興基本計画との関連	8
II キャッチフレーズ	8
III 基本的方針	9
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	11
I 共通事項	
1 連携・協力	11
2 人材育成	11
3 発達の段階に応じた取組	11
II 家庭における子どもの読書活動の推進	12
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	12
2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組	12
III 地域における子どもの読書活動の推進	13
1 図書館	13
2 民間団体等への支援	14
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	15
1 幼稚園・保育所・認定こども園等	15
2 小学校・中学校	15
3 高等学校	17
4 読書・読字に困難を抱える子どもの読書活動の推進	18
5 学校図書館の機能強化	18
第4章 推進体制の整備と広報の充実	19
1 子どもの読書活動推進体制の整備	19
2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	19
3 各種団体との連携・協力	19
4 広報の充実	19

資 料

○第4次推進計画における達成目標	20
○子どもの読書施設	21
○子どもの読書活動の推進に関する法律	22

【用字・用語の使い分けについて】

- ・文中、原則的に「子ども」としているが、「認定こども園」等、表記上の決まりがあるものはそれに従った。
- ・読字に困難な方のため、本文にはなるべく「UD フォント」を使用した。

は じ め に

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条。以下「推進法」という。)であり、そのための環境を社会全体で積極的に整備していくことは極めて重要です。

このような中、霧島市では、子どもの読書活動推進のために、平成19年に「霧島市子ども読書活動推進計画」を、平成25年に第2次計画、平成30年には第3次計画を策定し、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。第3次計画期間中の令和3年3月には、国分図書館にICタグシステムを導入し、非対面型の図書資料の貸出・返却が可能になったほか、令和5年3月には国分、隼人図書館及び溝辺、横川、牧園、霧島、福山(以下「図書館等」という。)の各図書室の図書館情報システムを統合し、全ての図書資料を相互に検索や利用できる環境を整えました。

第3次計画策定後、国による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)の制定(令和元年6月)、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定(令和4年1月)等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。また、「持続可能な開発目標」(以下、「SDGs」という。)17の目標のうち、「4 質の高い教育をみんなに」という目標を意識する必要があります。

一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備が進みました。また、スマートフォンやタブレット等の情報機器、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、ネット動画等の様々なメディアの発達・普及により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも大きく影響を与えています。本市でも、1人1台端末の環境下で「個別最適な」学びを進められるように環境が整えられており、今後は、これらの端末を用いた読書の方法や在り方についても検討していく必要があります。

このたび、第3次計画の取組を検証した上で、この計画の理念・目的を引き継ぎ、さらに充実・発展させるものとして「第4次霧島市子ども読書活動推進計画(以下「第4次計画」という。)」を策定しました。この計画は、これまでの計画と同じく、推進法並びに国の「第5次子どもの読書活動に関する基本的な計画」及び鹿児島県の「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を踏まえつつ、第二次霧島市総合基本計画(後期基本計画)及び第2次霧島市教育振興基本計画(後期計画)(以下「教育振興基本計画」という。)を念頭に、本市における子どもの読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画であり、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。

本市では、この第4次計画に基づき、子どもたちが自主的に読書する習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨くことで、ウェルビーイング¹の実現に寄与できるよう、引き続き「1日20分読書～未来をひらく霧島の読書～」を合言葉に、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

¹ ウェルビーイング／身体的・精神的社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

＜子ども読書活動推進の経緯＞

年	国	鹿児島県	霧島市
平成 12 年	子ども読書年		
平成 13 年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行 第 1 次子ども読書活動推進基本計画（平成 13 年～平成 19 年）		
平成 15 年			しろやま号（小型）導入
平成 16 年		第 1 次県子ども読書活動推進計画（平成 16 年～平成 20 年）	
平成 17 年			霧島市誕生
平成 18 年			はやとすずかけ号導入
平成 19 年			第 1 次市子ども読書活動推進計画（平成 19 年～平成 24 年） ブックスタート事業 ² を全市で開始
平成 20 年	第 2 次子ども読書活動推進基本計画（平成 20 年～平成 24 年）		
平成 21 年		第 2 次県子ども読書活動推進計画（平成 21 年～平成 25 年）	
平成 22 年			図書館電算システムの整備（国分・隼人図書館のシステム統合） しろやま号更新

² ブックスタート事業／1992 年に英国で始まった。赤ちゃんとその保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときが持たれることを願い、一人一人の赤ちゃんに絵本を手渡す活動のこと。本市では、すこやか保健センターで行われる「7～8 か月教室」の際に実施している。

年	国	鹿児島県	霧島市
平成 25 年	第 3 次子ども読書活動推進基本計画（平成 25 年～平成 29 年）		第 2 次市子ども読書活動推進計画（平成 25 年～平成 29 年）
平成 26 年		第 3 次県子ども読書活動推進計画（平成 26 年～平成 30 年）	
平成 29 年			図書館新電算システムへ更新
平成 30 年	第 4 次子ども読書活動推進基本計画（平成 30 年～平成 34 年）	第 4 次県子ども読書活動推進計画（平成 31 年～平成 35 年）	第 3 次市子ども読書活動推進計画（平成 30 年～平成 34 年）
令和 2 年			IC タグ ³ 導入（国分図書館）
令和 3 年			図書館システム更新（国分・隼人） 牧園図書室移転
令和 4 年			図書館システム統一
令和 5 年	第 5 次子ども読書活動推進基本計画（令和 5 年～令和 9 年）		
令和 6 年		第 5 次県子ども読書活動推進計画（令和 6 年度～令和 10 年度）	霧島図書室移転 福山図書室リニューアル

³ IC タグ／図書館の資料に貼付された IC チップ。資料の管理や貸出・返却業務に利用され、自動貸出・返却等が可能となる。

第1章 第3次計画期間における取組と課題

1 主な取組と成果

(1) 家庭・地域における取組と成果

- 平成19年度から霧島市全域でブックスタート事業を推進しています。ほぼ毎日絵本を楽しんでいる割合は、令和5年度と平成28年度との比較では6ポイント増加しています。

【絵本を楽しんでいますか】 (%)

	平成28年度	令和5年度
ほぼ毎日	33.2%	39.5%
週に2・3回	32.7%	32.4%
ひと月に数回	20.6%	20.5%
時間がとれない	13.1%	7.6%
無回答	0.4%	0.0%
アンケート回答者数	908人	555人

(ブックスタート参加者アンケート)

- 「おはなし王国」など、地域における読書活動を推進する読書まつりを充実させました。参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて激減した後も、令和元年度水準までは戻っていません。

【おはなし王国など参加者推移】 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
参加者数	4,610	1,136	1,608	1,682	3,015	11,395

- 国分図書館と隼人図書館に移動図書館を配備して、図書館・図書室から離れた地域や小学校等身近な所まで図書を届ける移動図書館の巡回箇所や配本所の整理を行いました。平成28年度と比較すると、令和5年度では巡回箇所で8箇所減少しています。

【移動図書館の巡回箇所と配本所数】 (箇所)

	平成28年度	令和5年度
移動図書館	88	80
配本所	28	28

- 図書館・図書室では定期的におはなし会を開催し、読み聞かせの機会充実を図りました。参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて激減した後、令和元年度水準までは戻っていません。

【おはなし会参加者推移】 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
参加者数	4,610	669	733	1,080	1,257	8,349

- 夏休み期間等を活用した講座や教室を開設し、課題解決学習などへも対応しました。
(植物採集教室・昆虫採集教室・からくり絵本作り・一日司書体験など)
- 学校等へのおはなしボランティアの派遣を図書館でコーディネートし、読み聞かせの充実を図りました。
- 図書館の施設見学や職場体験学習を受入れ、身近に図書館を体験する機会を提供しています。
- 平成 25 年度から、図書館の本を整理する図書館ボランティアの養成を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ボランティア養成が中断されています。一方で、これまでに養成したボランティアはブックスタート事業などの運営に携わっています。
- 令和 3 年度に国分・隼人の図書館システムを更新し、令和 4 年度には全ての図書館等のシステムを統合して、自宅等から蔵書をインターネット経由で検索・予約し、専用ロッカーで受け取れるようにすることで、「非対面型の貸出・受取・返却」が可能になりました。
- 令和 6 年 4 月現在、霧島市内の書店は 2 か所までに減少しました。本の販売と無料の貸出という業態を超えて連携を進めるため、図書館等で活動する読み聞かせボランティアが、書店の児童書売り場で読み聞かせを実施するなど、協力して読書推進に取り組む体制整備に努めています。

(2) 学校における取組と成果

- 全ての小学校・中学校・高等学校が、全校一斉読書（朝読書を含む。）を週時程に位置づけて、回数・時間・方法を工夫した取組を行っています。
- 本市は、全ての公立学校において学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）を配置しており、その割合は、県・全国平均よりも高い状況です。

【学校図書館担当職員の配置率】 (％)

	平成 28 年度			令和 5 年度		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
霧島市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県	89.9	87.0	100.0	89.7	89.8	100.0

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

- 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っていることが評価され、令和 4 年度に牧園中学校、令和 6 年度には横川中学校が、それぞれ最高賞である文部科学大臣表彰を受賞しました。

- 児童・生徒によるビブリオバトル⁴の実施、オススめ本のポップ⁵の作成、美術教諭と連携したブックカバー作成、読み聞かせボランティアなどの活動に取り組んでいる学校もあります。

2 第3次計画期間における課題

(1) 家庭・地域における課題

- 子育て広場やブックスタート事業を通して、子どもへの読み聞かせや図書館等の利用説明を行い、子育てにおける読み聞かせやその後の読書習慣の形成が大切であるとの認識が浸透しつつあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で各種ボランティアの募集・養成を中断した後、新たな養成には至っていないことから、募集・養成講座等を早急に再開する必要があります。

- 国分の「読書まつり」や、「隼人おはなし王国」など、各地域における読書活動を推進する読書推進行事を充実させており、それぞれ魅力的な内容で実施しています。今後も、それぞれ連携を取りながら特徴的な読書推進行事を実施していく必要があります。

- スマートフォン等インターネットに接続可能な機器の普及で活字離れが進むほか、読書に充てる時間の減少が見られることから、今後読書の時間を確保する必要があります。

【インターネットに接続可能な機器所有者割合】（霧島市）（％）

	平成28年度	令和5年度
小学生	84.9	79.5
中学生	95.8	94.8
高校生	99.8	98.6

（「インターネット利用等に関する調査」県教育庁）

【普段の読書時間の割合】（％）

	2時間以上	1時間以上 2時間未満	30分以上 1時間未満	10分以上 30分未満	10分未満	全く しない
小学生	7.7	10.9	18.9	22.7	15.4	24.3
中学生	5.4	8.4	14.6	21.0	13.2	36.7

（令和5年度 全国学力・学習状況調査）

【1か月間の一人当たりの平均読書冊数】（冊）

小学校			中学校			高等学校		
市	県	国	市	県	国	市	県	国
47.3	23.0	12.6	12.5	7.9	5.5	2.5	1.9	1.9

（令和5年度全国学校図書館協議会「学校読書調査」及び令和5年度県教育庁調査、霧島市）

※高等学校のデータは、以下全て市内の公立高等学校のデータである。

⁴ ビブリオバトル／書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

⁵ ポップ／本を宣伝する展示物。本を選ぶ際に参考になるメッセージカードのこと。

(2) 学校における課題

- 学校図書館図書標準⁶については、文部科学省において、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されており、本市においてもこの整備計画に基づき、整備を進めています。

その結果、小学校・中学校の学校図書館の蔵書は、ほぼ全ての学校が学校図書館図書標準に達しており、全国・県の平均を上回っています。

今後は、図書標準の達成率を維持しながら、図書資料の更新に取り組む必要があります。

【図書標準に達している学校数の割合】 (％)

	平成 28 年度		令和 5 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
霧島市	97.1	100.0	91.4	100.0
県	64.8	52.0	67.1	51.7

(学校図書館の現状に関する調査)

- 全ての公立小学校・中学校に、学校図書館担当職員が配置されています。また、各学校には読書指導担当教諭を配置していますが、授業等の校務もあるため、学校図書館における実務上の管理・運営は困難な状況です。管理・運営業務の円滑化による活用状況向上のため、本市では今後も、学校図書館担当職員配置の維持に努める必要があります。
- 小学校で身に付けた読書習慣が中学校・高等学校まで定着し、各学校において選書の工夫や読書活動の推進、児童・生徒会との連携等の取組が充実するよう、さらに啓発・指導を行う必要があります。
- 全校一斉読書が全ての学校で実践されていますが、不読率⁷の割合は増加を続けており、その解消が課題となっています。

スマートフォンやタブレット等の情報通信端末を通して、以前よりも子どもたちが本以外の多様なメディアに触れる機会が多くなっただけでなく、書店数の減少等により読書に慣れ親しんでいない子どもたちが自然に本を手にする機会は減少しており、学校教育の中で不読率解消の機会を意図的に設定する必要性が、さらに高まっています。

今後は、各校の学校図書館担当職員と読書指導担当教諭との連携をさらに進め、授業での図書館資料の活用、委員会活動の充実、PTAとの連携、館外でのPR活動等を通して、子どもたちと本との出会いを積極的に仕掛ける必要があります。

【不読率の割合】 (％)

	霧島市		県		全国	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
平成 28 年度	16.4	26.7	15.0	30.4	20.6	37.2
令和 5 年度	22.3	27.5	19.0	27.7	24.5	36.8

(全国学力・学習状況調査)

⁶ 学校図書館図書標準／文部科学省が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の目標値

⁷ 不読率／「平日、学校の授業時間以外にどのくらいの時間読書をしますか」という質問に対し、「全く読まない」と答えた児童・生徒の割合

第2章 基本の方針

I 教育振興基本計画との関連

本計画を策定する上で、上位計画である教育振興基本計画の理念に則った計画とする必要があります。「夢を描き高い志をもって学び続け、共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」という基本目標や、図書館が属する分野の施策の基本方向である「多様な学びを支援する社会教育の充実」達成のため、子ども一人ひとりの継続的な読書で、豊かな心を醸成し、ウェルビーイングの実現を目指します。

そして、教育振興基本計画内で、本市における教育の普遍的なキーワードとして掲げられている「き」「り」「し」「ま」について、次の表のように読書活動推進に反映させます。

【本市の教育の普遍的なキーワードと読書活動推進との関連性】

頭文字	キーワード	読書活動推進での考え方
「き」	「基礎基本」	学力の基礎となる「読解力」を身に付けさせるための読書の推進
「り」	「立志」	志を立てる手掛かりとなる、将来への展望を描けるようになるための読書の推進
「し」	「習慣づけ」	本を読む喜びを知り、習慣化を促す読書推進活動の実施
「ま」	「マナー」	公共の場でのマナーを身に付けさせるための、学校図書館・公共図書館の利用法の指導と習得

II キャッチフレーズ

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付け、ウェルビーイングを実現するためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生、中学生、高校生へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

本市においては、県が主導する「1日20分読書」運動を実施するとともに、生涯にわたる読書習慣の確立によるウェルビーイング実現のため、引き続き「未来をひらく 霧島の読書」をキャッチフレーズに設定し、計画を進めていくこととします。

なお「1日20分読書」運動は、全ての子どもが1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう、成長に応じて次のように取り組みます。特に、高校生については、家庭や学校はもちろん、外出する時などにも、いつも身近に1冊の本があるという環境をつくり、読書の習慣を身に付けていくことが大切です。

「1日20分読書」 ～未来をひらく 霧島の読書～

家族と一緒に20分読書

乳幼児期の子どもには、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族一緒に読書の習慣をつくりましょう。

朝読み・夕読み20分読書

小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

ジャンルを広げて20分読書

中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学、科学、歴史、郷土など様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。

自分を見つける20分読書

高校生の時期は、自分自身の生き方を見つけるためにも読書が大切です。いつも身近に1冊の本を置き1日20分の読書に心掛けましょう。

Ⅲ 基本的方針

1 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。不読率の改善に向け、乳幼児期からの読み聞かせの推進や、学校図書館に関するオリエンテーション等、学校種間の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもにも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること等が考えられます。

さらに、乳幼児から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組の推進が必要です。

2 子どもの視点に立った読書活動の推進

令和4年に成立した「こども基本法」の理念を尊重し、子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、学校図書館・図書館共に、アンケート等や様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

3 多様な子どもたちの読書機会の確保

全国的に、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、小・中学校や高等学校において、通常の学級に在籍しながら通級による個に応じた指導を受けている児童・生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童・生徒の増加も明らかになっています。このような多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備が必要です。

そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障がい者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍⁸」という。）及び視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等⁹」という。）の整備充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠です。

4 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等を踏まえ、子どもたちに言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の DX（デジタルトランスフォーメーション）をさらに進めていく必要があります。

⁸ アクセシブルな書籍／例えば、点字図書、拡大図書（大活字本）、LLブック等がある。

⁹ アクセシブルな電子書籍等／例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック等がある。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭・地域・学校が中心となり、社会全体で取り組む必要があり、以下の事項について、認識を共有することが重要です。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、教職員（司書教諭を含む）、学校司書、保育士、司書等、ボランティア等、関係者と保護者の連携・協力が必要です。

地域における学習資源等の共有には、学校図書館相互や図書館それぞれの連携だけでなく、学校図書館や図書館の連携・協力体制を強化することが重要であり、地域の図書等、資料の有効活用が図られるように推進します。

また、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、地域社会との協働を促進することが重要です。

2 人材育成

急速に変化するデジタル社会へ対応するために、ICTを効果的に活用したり、読書バリアフリー法に基づきアクセシブルな書籍及び電子書籍等（PIO 注釈8・9を参照）を整備したりするなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するため必要があります。教職員、学校司書、保育士、司書等に求められるスキル、知識、能力は急速に変化・複雑化しており、読書活動に携わる人材がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を目指し、継続的・計画的な研修が必要です。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例を共有し、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を推進することが必要です。

3 発達の段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達の段階に応じた読書活動が行われることが重要です。子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に考慮した上で、乳幼児期から継続的に個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

本市では、「ブックスタート」の取組を継続的に実施するとともに、学校種間の移行段階に着目した取組の推進に努めます。また、多様な子どもの読書活動を支援できるよう、幼児・児童・生徒向けの大活字本や外国語の絵本・児童書等の収集・整備、個々の発達の段階及び状況等に応じて、書籍や電子書籍等を柔軟に選択できる環境整備に向けて検討を進めます。

併せて、子どもの読書への関心を高めるために行われている取組である、読書会やビブリオバトル、子ども司書体験、図書委員等、子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進に努めます。また、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、既存の取組に加え、ICTの活用による参加促進にも努めます。

Ⅱ 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活の中に位置付けられることによって形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるようにするためには、まずは、保護者自身が読書に親しみ、家族全員で本を読む習慣をもつことが必要です。併せて子どもが、読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけを行い、発達段階に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを知る機会をつくれます。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭での実践

各家庭でテレビ・ゲーム機器等を使わずに過ごす日をつくり、家庭で語り合う時間や読書に親しむ時間を確保し、「家族と一緒に 20 分読書」や「朝読み・夕読み 20 分読書」等を実践します。そのため、毎月 23 日を中心に、図書館等で貸出できる冊数を増やす等の取組を検討します。

ブックスタート参加者のアンケートによると、家庭における乳幼児の読書状況「ほぼ毎日」「週に 2・3 回」の合計は現状が 71.9%であることから、これを令和 11 年度には 75.0%へ引き上げ、読書活動の推進につなげます。

●達成目標【家庭における読書習慣定着の推進状況】

「ほぼ毎日」「週に 2・3 回」絵本を楽しむ家庭の割合の合計

(ブックスタート参加者アンケート)

<現状 71.9%→令和 11 年度 75.0%>

(2) 家庭への支援

- 子育て広場や家庭教育学級等において読書活動に関わる取組を推進し、各家庭で子どもの発達の段階に応じた読書活動が進められ、子どもの読書への主体的な関わりが高まるようにします。
- 司書や図書館ボランティア等による読み聞かせ等への参加がさらに増えるよう、周知や啓発の方法を工夫します。また、ブックスタート事業を引き続き実施し、読み聞かせ会等の周知にも活用します。
- PTAと連携し、学校で行う保護者の読み聞かせなど、親子が読書活動を通してふれ合う場への積極的な参加を促します。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 図書館

霧島市内の図書館等では、読書環境の充実に注力しています。図書館等は、子どもの読書活動の推進において、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識や情報を得る場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たり、また子育てや生活全般、趣味や新しい知識に関する情報を得たりすることができる場所です。

さらに、図書館等は、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、あるいは読書グループの支援など、地域における子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。

- 読書活動や図書館資料に関する情報提供に努めます。発達段階に応じて読んで欲しい本のリストを作成し、保護者や子どもたちへ紹介します。

また、子どもが本と出会うきっかけづくりのために、広報誌やホームページ、SNS等を活用し、定期的なおはなし会やイベントの開催、移動図書館の運行予定及び新刊案内等の情報を積極的に発信します。個人のスマートフォン等にも読書情報が届けられる図書館システムの活用方法について周知に努めます。

- 学校での読書活動が一層充実するように、学校図書館との連携・協力に努めます。団体貸出¹⁰や移動図書館での図書館資料の提供を継続するとともに、読み聞かせ等の読書活動や研修会等への支援を行います。また、学校司書・読書指導担当教諭の研修会に参画し、課題や情報の共有できるよう調整を進めます。

併せて、合併前の各市町の郷土誌をデジタル化しホームページで閲覧できるようにすることで、手軽に郷土に関する学習ができ、誇りや愛着を醸成できるように整備を進めます。

- 図書館及び読書活動への関心を高めるために、校外学習等での図書館訪問や職場体験等を積極的に受け入れます。

- 全ての児童が図書館の利用者カードを持つように毎年呼び掛けていきます。令和6年度時点では、児童の図書館の利用者カード所持率は61.5%です。毎年、新1年生全員に利用者カード作成を呼び掛け、所持率を令和11年度には90.0%に引き上げ、読書活動の推進につなげます。

●達成目標 [図書館の取組]

児童の図書館利用者カードの所持率向上

〈現状：61.9% → 令和11年度 90.0%〉

¹⁰ 団体貸出／学校などに対し、調べ学習や行事などについて、まとまった量の資料を一定期間貸出して活用してもらうサービス。

- 移動図書館の運行を充実させます。特に、図書館から遠い地域や小規模校の児童・生徒、来館が困難な子どもや保護者へのサービス提供のため、図書館の本を利用することができるよう努めます。また、児童・生徒の調べ学習への対応や、学校図書館にない本の提供などに努めます。
- 読書まつりやおはなし王国等の読書推進行事や、ブックスタート事業が今後もスムーズに運営できるよう、実施方法を工夫していきます。
- 日本語を母語としない子どもや保護者へのサービス提供のため、外国語による利用案内の作成・見直しや、電子書籍を含む外国語資料等の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内のほか、多言語による読み聞かせ会の開催に努めます。
- 読書・読字に困難を抱える子どもへの読書活動の推進のため、アクセシブルな書籍の整備に努めるとともに、市全体の横断的な DX 推進計画にアクセシブルな電子書籍等の整備が掲載されるよう、手続きを進めます。併せて、コミュニケーションボード¹¹や筆談等によるサービスの確保、拡大読書器やリーディングトラッカー¹²等の読書支援機器の整備、「りんごの棚」等アクセシブルな書籍の紹介コーナーの設置、図書館利用の際の介助、対面朗読等の実施など、読書環境の整備を進めます。
- 子どもの読書環境をさらに充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示など読書活動に資する取組を推進します。

2 民間団体等への支援

本市には親子読書会や読書グループがあり、子どもの読書活動の推進に関する市民への理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。これらの民間団体の活動が活かせるよう、環境を整備することが必要です。

- 民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要です。市や図書館には、既存の民間団体の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが求められます。今後も民間団体の養成及び資質向上のための研修会等を充実させます。
- 民間の読み聞かせグループや読書グループ、私設図書館等、ボランティア団体等の養成及び資質向上のため、活動の場や機会を提供するとともに、ボランティア団体等を支援するため、相談への対応や、団体が行う研修会等の協力等に努めます。

¹¹ コミュニケーションボード／話し言葉によるコミュニケーションが難しい人や外国の方と意思疎通を図るためのツール。

¹² リーディングトラッカー／読書を補助する道具。読みたい行に集中できるよう、周りの行を隠せる。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組むものですが、学校等では子どもたちに一齐に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等

(1) 子どもの読書活動の推進方策

- 幼稚園・保育所・認定こども園等では、乳幼児期に絵本や物語を読んでもらうことなどを通して読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。
- 異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育園・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う機会の設定など、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう検討します。
- 1日20分程度の読み聞かせなど、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について、引き続き保護者への啓発を行います。また、各地で実施されている「子育て広場」でも、読み聞かせなどの読書活動を一層推進します。

(2) 子どもの読書活動の推進のための機能強化

- 幼稚園・保育所・認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、保護者やボランティア等と連携を図るよう促すとともに、必要に応じ図書館等から紹介します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等が、成長に応じた図書を選定できるよう、図書館等から情報提供や助言を行うなど、協力します。

2 小学校・中学校

(1) 児童・生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

児童・生徒が読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や児童・生徒の成長に応じた取組を推進します。

- 本市では、ほぼ全ての学校が学校図書館図書標準に達しています。整備をさらに進め、全校において標準を達成するとともに、その水準の維持に努めます。
- 全ての学校で行われている全校一斉読書や緑陰読書等の、児童・生徒が教職員とともに読書する時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

- 令和5年度時点で、「平日、学校の授業時間以外に全く読書をしない」と答えた児童・生徒は、小学生が22.3%、中学生が27.5%でした。読書感想文などの読書を伴う教科指導の充実、各教科・領域の指導計画に応じた資料整備と情報提供等、教科指導と学校図書館の関連を深めた取組を計画的に推進することにより、これを令和11年度には、小学生10.0%、中学生20.0%にします。

●達成目標〔公立小・中学校の取組〕

児童・生徒の不読率の減少（読書を「全くしない」と答える児童・生徒の割合）

〈現状（令和5年度）：小学校 22.3%、中学校 27.5%〉

→ 令和11年度：小学校 10.0%、中学校 20.0%〉

- 学校司書・図書館担当職員や読書指導担当教諭を中心に、ブックトーク¹³や読み聞かせ、ビブリオバトル、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童・生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。
- 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能強化
「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能の充実に努めます。また、定期的に移動図書館が運行されている学校においては、その運行に合わせて公共図書館の資料を取り寄せるなど、更なる連携を図ります。
- 児童・生徒の意見聴取の機会を確保したり、児童・生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。
- 小中連携の取組の中で、読書体験・読書活動の様子についての情報交換、読書活動を通じた児童・生徒の交流の推進に努めます。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

- PTAや家庭教育学級等の様々な機会を通して、読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めるとともに、親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

¹³ ブックトーク／テーマに沿って複数の本を紹介し、本に対する興味や読書の楽しさを伝える読書活動。

- 親子読書会や読書グループ、図書館司書等を活用し、親子で読書に親しむ多様な読書活動の推進に努めます。

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通した読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、読書指導に関する研究協議や先進的な取組を共有するなどして、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

- 司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の確立に努めます。
- 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日20分程度の読書に親しみ、それぞれの学校に応じた読書活動が習慣化していくための取組を推進します。

- 令和5年度時点での公立高等学校の学校図書館における平均貸出冊数は、10月1か月で2.5冊となっています（P7の表を参照）。不読率を減少させるため、全校一斉読書等の取組を意図的・計画的に設定するとともに、各教科の指導内容と関連する図書館資料の充実、授業での学校図書館の利用促進などにより、生徒が図書資料を学習に活用する機会を増やすよう努め、令和11年度には平均貸出冊数が3.0冊となるよう努めます。

●達成目標〔公立高等学校の取組〕

学校図書館における平均貸出冊数の増加

〈現状：2.5冊 → 令和11年度：3.0冊〉

- ブックトーク、ビブリオバトル、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置など、生徒の実態に応じた多様な読書活動の場づくりや紹介を積極的に行うことによって、生徒が学校図書館の資料に触れる機会を増やすよう努めます。
- 資格取得や進学に対する意識の高まり、情報端末所有率の増大、交友関係や手段の拡大等、読書離れに様々な要因が影響するこの時期の生徒の関心を図書館に向かせるためには、同世代間の関わりや情報共有が鍵となります。委員会活動の更なる活性化等により、学校での読書活動の中心となる生徒の育成等、生徒が主体的に読書に親しむ取組の充実に努めます。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

P T A等の様々な機会を通して、読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について

て、家庭への啓発に努めるとともに、家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

4 読書・読字に困難を抱える子どもの読書活動の推進

読書・読字に困難を抱える子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動支援を推進します。

- ・アクセシブルな図書資料（PIO 注釈8を参照）や機材を充実させるなど、読書環境の整備
- ・読み聞かせなどの読書活動

5 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と、学習センター及び情報センターとしての機能をもつ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、県立図書館の貸出文庫や市立図書館及び移動図書館の活用、他校の学校図書館と相互利用を行うなどの連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の資料等、読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- 児童・生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の充実を図る計画的な整備に努めます。
- 学校図書館の施設や環境、児童・生徒の興味をひくポップの工夫、蔵書管理システムや校内LANの整備・充実、学級における読書環境の充実に努めます。また、地域のボランティアの積極的な活用に努めます。
- 学校図書館の円滑な運営を進めるための校内組織を確立するとともに、職員の積極的活用に努めます。

(2) 公立図書館等との連携・協力

団体貸出や公立図書館司書の活用等、公立図書館や近隣の学校図書館との連携・協力を努めます。また、本市に所在する国立鹿児島工業高等専門学校をはじめとする高等教育機関とも連携を図り、多様な分野の蔵書が読書活動推進に活用されるよう努めます。

第4章 推進体制の整備と広報の充実

1 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、福祉分野とも連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。また、民間団体の代表や学校教育関係者などで構成される市図書館協議会の意見を聞きながら、計画の推進に努めます。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を進める県や近隣の市町とも連携・協力して、子どもの読書活動が推進されるよう努めます。

3 各種団体等との連携・協力

本計画の推進に当たっては、子育て関係団体やPTA・子ども会育成会・読書グループ、地元書店などと密接に連携を図ることが重要なことから、これらの各種団体等と協力して交流会や合同研修会を実施できないか検討します。

4 広報の充実

- (1) 「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです（推進法第10条第1項）。本市では、学校にボランティアが訪問し「おはなし会」を実施するなど、「子ども読書の日」の趣旨に添った取組が行われています。また、県では「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日として取り組んでいることから、本市においても一部の図書館・図書室において特別感のある取組を実施しています。今後、これらの取組をさらに周知広報する必要があります。

その他、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」等の広報・周知の推進と取組の充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人がともに市全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

- (2) 子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、広報・啓発をすることが大切です。

本市では、広報誌、図書館だよりをはじめ、市や図書館のホームページ、SNS等¹⁴を活用し、子どもの読書活動の実態や学校・図書館・民間団体等における様々な取組及び協働の様子等を広く情報提供します。

- (3) 市では、子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これらの優れた取組を県・国や関係団体等の表彰に推薦します。

¹⁴ SNS等／現在、図書館公式Instagramを運用している。

第4次推進計画における達成目標（令和11年度までの目標値）

生涯にわたる読書習慣の確立による
ウェルビーイングの実現

<推進方策>

- 家庭における子どもの読書活動の推進
- 地域における子どもの読書活動の推進
- 学校等における子どもの読書活動の推進

「1日20分読書」
未来をひらく 霧島の読書

目 標	取組の主体	項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①	市及び図書館・室	週に2・3回絵本を楽しむ 家庭の割合（ブックスタート 参加者アンケート） → P12	71.9%	75.0%
②	市及び図書館・室	児童の図書館利用者カード の所持率向上 → P13	61.9% (令和6年度)	90.0%
③	市及び小学校 ・中学校	児童・生徒の不読率の減少 （読書を「全くしない」と答え る児童・生徒の割合） → P16	小学校 22.3%	小学校 10.0%
			中学校 27.5%	中学校 20.0%
④	市及び高等学校	学校図書館における平均貸 出冊数の増加 → P17	2.5 冊	3.0 冊

子どもの読書施設

名 称	所 在	電 話	休 館 日	利用時間
国分図書館	国分中央三丁目45-1	64-0918	・8月を除く第3火曜日 ・蔵書点検期間(6月中の10日間) ・12月29日～1月3日	9時30分～19時 ★小・中学生 4月～9月 18時 10月～3月 17時
こどもセンター	国分福島一丁目1-25-1	45-4920	・12月29日～1月3日	9時～16時30分
こども館	国分上野原テクノパーク2-1	46-8485	・火曜日 (祝日の場合は次の平日) ・12月29日～1月3日	9時30分～12時30分 13時30分～17時
隼人図書館	隼人町内山田一丁目14-76	43-7574	・月曜日(夏休み中は開館) ・12月29日～1月3日 ・蔵書点検期間 (11月か12月の5日間)	平日10時～19時 (夏休み中は9時～19時) 土日祝日9時～17時 ★小・中学生 4月～9月 18時 10月～3月 17時
隼人教育支援センター	隼人町内山田一丁目6-68	43-5336	・原則として市立小・中学校の休校日	9時～15時30分
小浜地区公民館	隼人町小浜215-1	43-6190	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
小野地区公民館	隼人町小田2468-3	43-3130	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
富隈地区公民館	隼人町真孝223	43-1048	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
宮内地区公民館	隼人町神宮三丁目4-18	42-1998	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
隼人姫城地区公民館	隼人町姫城二丁目206	43-8244	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
日当山地区公民館	隼人町東郷161	43-0303	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
松永地区公民館	隼人町松永1731-2	42-8220	・月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
中福良地区公民館	隼人町嘉例川2174-4	43-9855	・月、火、木、日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
天降川地区 共同利用施設	隼人町内1054-1	43-1951	・土、日、祝日 ・12月29日～1月3日	9時～17時
溝辺図書室	溝辺町麓3391 (みそめ館内)	55-0122	・毎月第1月曜日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
横川図書室	横川町中ノ192-7 (横川郷土館2階)	72-1596	・日、月、祝日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時
牧園図書室	牧園町宿窪田791-1 (牧園総合支所内)	76-2714	・土、日、祝日 ・12月29日～1月3日	8時30分～19時
霧島図書室	霧島市霧島田口500 (霧島公民館内)	57-0316	・日、祝日 ・12月29日～1月3日	月・水・金 8時30分～17時 火・木・土 8時30分～20時
福山図書室	福山町福山5290-61 (福山公民館内)	56-2026	・土、日、祝日 ・12月29日～1月3日	8時30分～17時

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の

機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。
(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更につい

て準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

ない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

- 書物を読むということは、他人が辛苦して成し遂げたことを、容易に自分に取り入れて自己改善する最良の方法である。(ソクラテス)
- 良書をはじめて読むときには、新しい友を得たようである。前に精読した書物を読み直すときには、旧友に会うのと似ている。(ゴールドスミス)
- 読書は学問の術なり、学問は事をなすの術なり。(福沢諭吉)
- 本を読むことが、読書なのではありません。自分の心の中に失いたくない言葉の蓄え場所をつくりだすのが、読書です。(長田弘)